

募集要項

1 概要

東京都目黒区中目黒 2-2-1 に所在する防衛省目黒地区において、隊員等の利便性を確保するため、展示即売会の設置及び経営を行う業者を次に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団員及び第 3 号から第 6 号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (9) 過去に自衛隊の基地等において、官側の指示に従わない等、問題となる行動をした者ではないこと。
- (10) 第 6 項に示す公募説明会に参加していること。

3 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可による。
- (2) 設置施設の所在地及び名称
東京都目黒区中目黒 2-2-1
航空自衛隊目黒基地
- (3) 設置期間及び営業時間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間のうち、連続して 10 日を超えず、

かつ、通算で3か月を超えないものとする。

営業時間については午前9時から午後5時までの間で協議する。

(4) 設置場所

設 置 場 所	面 積			
厚生棟幹部食堂入り口付近ひさし下	8. 8 m ²	2 0. 4 m ²		
厚生棟1階売店入口	3. 0 m ²	6. 0 m ²	1 2. 0 m ²	2 3. 0 m ²

4 募集内容

(1) 業種

自衛隊内での販売にふさわしいと認められるもので、目黒基地委託売店等と競合する同一品目以外のもの。

キッチンカー及び弁当販売は募集しない。

なお、展示即売会とは、展示した商品をお場で売ることであり、カタログやパンフレット等を展示し、後日、基地外の店舗に誘導するような斡旋販売ではない。

(2) 業務の詳細

細部は仕様書に定める。

5 募集期間

令和6年9月26日（木）午前9時から同年10月16日（水）午後4時まで。

6 公募説明会

(1) 日時

募集期間内で随時実施する。ただし、事前調整を要する。

(2) 集合場所

防衛省航空自衛隊幹部学校業務部業務課厚生班（学校棟1階）

(3) 携行品

顔写真付き公的身分証明書及び募集要項

(4) 注意事項

ア 本説明会に参加しない者は、公募に参加することはできない。

イ 本説明会に参加を希望する者は令和6年10月10日（木）午後4時00分までに第12項に示す担当者と調整すること。

7 応募手続き等

出店を希望する者は、(1)の書類を(2)の提出先に(3)の提出期限までに郵送または手交により提出すること。郵送の場合は差し出しの記録が残る手段を用いること。

書類に不備がある場合や参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の評価は行わず無効とする。

なお、提出された書類は返却しない。また、官側が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知することがある。

(1) 提出書類

- ア 申請書（別紙様式第1） 1部
 - イ 業務確約書（別紙様式第2） 1部
 - ウ 企画提案書（別紙様式第3） 15部
 - エ 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第4） 15部
 - オ 出店希望日及び出店場所要望表（別紙様式第5） 1部
 - カ 営業経歴書（個人：別紙様式第6、法人：別紙様式第7） 1部
 - キ 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（直近のもの） 1部
 - ク 登記簿謄本（発行後3か月以内のもの） 個人である業者にあつては、戸籍抄本
 - ケ 財務諸表の写し 1部
 - (ア) 法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、
収支計算書、決算報告書（収支内訳書含む。）の写し。
 - (イ) 個人：直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決
算書（一式）の写し。
 - コ 直近の納税証明書 1部（発行後3か月以内のもの）
 - (ア) 法人：その3の3
「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明書
 - (イ) 個人：その3の2
「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額が
ないことの証明書
 - サ 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 1部
 - シ 誓約書（別紙様式第8） 1部
 - ス 役員名簿（別紙様式第9） 1部
 - セ 目黒基地での従事予定者名簿（別紙様式第10） 1部
- 注：全省庁統一資格を有する者は、「資格審査結果通知書」の写しをカ、ク、ケ及
びコに定める書類に代えることができる。

(2) 提出先

〒153-8933

東京都目黒区中目黒2-2-1

航空自衛隊幹部学校 業務部業務課厚生班 甲村

(3) 提出期限

令和6年10月31日（木）午後4時30分必着

(4) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ 防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合
- カ その他、違背と認められる行為が確認されたとき。

(5) 提案修正の禁止

原則、提出後の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

8 選定の方法

提出された企画提案書等に基づき、総合的審査の上、展示即売店設置及び経営が可能な業者を選定する。

9 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊目黒基地司令が決定する。

10 選定結果の通知

令和6年11月下旬を目途に、文書及び電子メールにより結果を通知する。

11 出店日

出店日は応募者の要望に基づき決定する。自衛隊の任務及び基地行事等に関連し、要望に沿うことができない場合がある。また、応募者の要望が重複した場合については、協議、調整をした上で決定する。なお、決定後の変更については認めない。

また、選定した出店日の通知が有効となるのは、選定業者が防衛省北関東防衛局長に国有財産使用許可申請を行い、許可を得た後である。

12 担当者

〒153-8933

東京都目黒区中目黒2-2-1

航空自衛隊目黒基地業務部業務課厚生班（担当：甲村）

連絡先：03-5721-7014（内線2563）

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊目黒基地司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ
担当者氏名：

電 話：

携 帯 電 話：

メールアドレス：

東京都目黒区中目黒2-2-1に所在する航空自衛隊目黒基地において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号又は名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊目黒基地司令 殿

「航空自衛隊目黒基地における展示即売店の設置及び経営」を行う業者の応募に関し、募集要項及び仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称
フリガナ
代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ
担当者氏名：
電 話：
携 帯 電 話：
メールアドレス：

注：商号又は名称、代表者、担当者氏名にふりがなを振り、登録印を使用すること。

企画提案書

商号又は氏名：_____

主な販売品目：_____

1 目黒基地の展示即売店としての営業方針及び営業概要（200字以内）

2 従業員管理（身元管理、健康管理、教育要領）及び人員配置（200字以内）

3 クレーム・要望があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
（200字以内）

4 その他アピール事項（200字以内）

注：本紙に準じてパソコン作成可

主な販売予定商品・販売価格表

商号又は氏名：

[illegible]

注：消費税込価格を記入すること。

出店希望日及び出店場所要望表

商号又は氏名：

	目黒基地内展示即売店の出店希望日						備 考
	①厚生棟幹部食堂入口 付近のひさし下		②厚生棟 1 階売店入口				
	8 . 8 m ²	2 0 . 4 m ²	3 . 0 m ²	6 . 0 m ²	1 2 . 0 m ²	2 3 . 0 m ²	
令和 7 年 4 月							
5 月							
6 月							
7 月							
8 月							
9 月							
1 0 月							
1 1 月							
1 2 月							
令和 8 年 1 月							
2 月							
3 月							
合 計	日間	日間	日間	日間	日間	日間	

注：1 場所及び各月ごとに展示即売店設置の希望日（土日祝日及び年末年始を除く。）を記入する。

注：2 ①と②のどちらの場所でもよい場合は、どちらか強く希望する方だけに希望日を記入し、備考欄に「どちらの場所でもよい」と記入して下する。

営 業 経 歴 書 （ 個 人 用 ）

作成日 令和 6年 月 日現在

納税証明書に記載された氏名（名称）・住所			
氏名(名称)			
住 所			
事業所又は事務所の屋号・住所・連絡先			
屋 号			
住 所			
電 話 及 び F A X 番 号	電話：	FAX：	
営業所一覧			
支店及び営業所名	〒	所在地	電話番号
年 月	沿 革		
主な営業内容			
元入金の額			
営業年数	創業年月日	休業した期間	営業年数 ※休業期間は差引 ※審査時は満年数
		自： 至：	創業時から満 年
常勤職員の人数	人 （令和6年 月 日現在）		

営 業 経 歴 書 （ 法 人 用 ）

作成日 令和 6 年 月 日現在

登記事項証明書に記載された本店（本社）および代表者の情報			
商 号 又 は 名 称			
所 在 地			
代 表 者 氏 名 及 び 役 職			
本社連絡先			
現 住 所			
ホームページ (あれば記載)			
電 話 及 び F A X 番 号	電話：	FAX：	
営業所一覧			
支店及び営業所名	〒	所在地	電話・FAX番号
年 月	沿 革		
	現在に至る		
主な営業内容			
資本金の額	(千円) (うち外国資本金額 千円)		
外資状況			
営業年数	創 業 年 月 日 引継事業開始年月		
	法 人 登 記 し た 年 月 日		
	休 業 し た 期 間	自： 至：	
	営 業 年 数 ※休業期間は差引 ※審査時は満年数	創業時から 満 年 法人登記から満 年	
常勤職員の人数	人 (令和 6 年 月 日現在)		

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記の第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 9 により変更後の全役員の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不正行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和6年 月 日

本社（店）所在地

〒

電話番号

商号又は名称

代表者の氏名

印

役員名簿

令和6年 月 日

[illegible]

目黒基地での従事予定者名簿

商号又は氏名：

役職名	従事予定者氏名	生年月日	現住所	本籍地	電話番号

注：内容に変更が生じた場合はその都度提出する。